

定 款 変 更 届 出 書

平成 25 年 3 月 日

神奈川県知事殿

主たる事務所の所在地

神奈川県青葉区もみの木台10番地3

その他の事務所の所在地

東京都品川区大崎3丁目10番17号

静岡県伊豆の国市奈古谷2219番地の60

南箱根グランビュール413号

特定非営利活動法人 日本芸術家協会

理事長 清水 宏 印

電話番号 045-905-2065

次のとおり定款を変更しましたので、特定非営利活動促進法第25条第6項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する第25条第6項）の規定により届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<p>特定非営利活動法人日本芸術家協会定款</p> <p>略 (事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県青葉区もみの木台10番地3に置く。</p> <p>2 この法人は前項のほか、従たる事務所を東京都品川区西品川2丁目2番12号、及び静岡県伊豆の国市奈古谷2219番地の60 南箱根グランビュール810号に置く。</p> <p><u>付則</u> この定款は、平成 25年 3月 17日から施行する。</p>	<p>特定非営利活動法人日本芸術家協会定款</p> <p>略 (事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県青葉区もみの木台10番地3に置く。</p> <p>2 この法人は前項のほか、従たる事務所を東京都品川区大崎3丁目10番17号、及び静岡県伊豆の国市奈古谷2219番地の60 南箱根グランビュール413号に置く。</p>
変更の理由	従たる事務所の移転に伴う事務所の所在地の変更	

定 款 変 更 認 証 申 請 書

平成 25 年 月 日

神奈川県知事殿

主たる事務所の所在地

神奈川県青葉区もみの木台10番地3

その他の事務所の所在地

東京都品川区西品川2丁目2番12号

静岡県伊豆の国市奈古谷2219番地の60 南箱根
グランビュール810号

特定非営利活動法人 日本芸術家協会

理事長 清水 宏 印

電話番号 045-905-2065

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認定を受けたいので、申請します。

	新	旧
変更の内容	<p>特定非営利活動法人日本芸術家協会定款</p> <p>略 (種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は次の3種とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同し活動の主力となる個人</p> <p>(2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し活動を支援するため入会した個人</p> <p>略 (解任)</p> <p>第19条 役員が各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 職務の遂行に堪えない<u>状況にある</u>と認められるとき。</p> <p>略 (権能)</p> <p>第25条 総会は、次の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び予算に関する事項</p> <p>(5) 事業報告及び決算に関する事項</p> <p>略 (資産の構成)</p> <p>第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p>	<p>特定非営利活動法人日本芸術家協会定款</p> <p>略 (種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は次の3種とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同し活動の主力となる個人</p> <p>(2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(3) <u>一般会員</u> この法人の目的に賛同し活動を支援するため入会した個人</p> <p>略 (解任)</p> <p>第19条 役員が各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) <u>心身の故障のため</u>、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>略 (権能)</p> <p>第25条 総会は、次の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算に関する事項</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u>に関する事項</p> <p>略 (資産の構成)</p> <p>第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p>

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

略

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を施行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

略

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非常利活動の種類及び当該特定非常利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 会員の資格に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るも

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

略

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第47条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

略

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 広告の方法

変更の内容

	<p><u>のを除く。)</u></p> <p>(7) 会議に関する事項</p> <p>(8) <u>その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項</u></p> <p>(9) <u>解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）</u></p> <p>(10) <u>定款の変更に関する事項</u></p> <p>(解 散)</p> <p>第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3) 会員の欠乏</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 所轄庁による設立認証の取り消し</p> <p>2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、<u>会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</u></p> <p>略</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、<u>法第11条3項に掲げる者のうちから解散総会にて選定する。</u></p> <p>(合 併)</p> <p>第53条 この法人が合併しようとするときは、<u>総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(広告の方法)</p> <p>第54条 この法人の解散事由に係る公告は、<u>この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</u></p> <p>略</p> <p>付則</p> <p>この定款は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>(解 散)</p> <p>第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3) 会員の欠乏</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 所轄庁による設立認証の取り消し</p> <p>2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、<u>会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。</u></p> <p>略</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産の譲渡先は法第11条3項に掲げる者のうちから解散総会にて選定する。</p> <p>(合 併)</p> <p>第53条 この法人が合併しようとするときは、<u>総会において会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(広告の方法)</p> <p>第54条 この法人の解散事由に係る公告は、<u>官報に掲載して行う。</u></p> <p>略</p>
変更の理由	一般会員と一般出品者との混同を避けるため 法改正による文言等の修正	